

地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金に係るよくある質問（修正版）

令和6年1月4日付

Q1	令和5年4月1日から令和5年6月6日までの期間に設置した人は対象になりますか。
A1	上記期間内の当事業は全て設置前申請としておりましたので、今回の補正事業では対象になりません。令和5年6月7日から令和6年3月29日までに設置した方が対象です。 なお、令和6年1月4日以降に設置予定の方も対象です。 ただし、令和6年3月29日までに設置完了または完了を見込むものに限ります。

Q2	予算はどのくらいありますか。
A2	今回の予算は全体で5,000千円（50件相当）分です。

Q3	令和6年1月以降に設置を考えていますが、設置後にしか申請できませんか。
A3	1月31日までに設置完了する場合は設置前でも設置後でもどちらでも構いません。ただし、2月以降に完了を予定している場合は、必ず設置前に申請してください。設置前申請と設置後申請で申請書類が異なりますので、詳しくは添付書類一覧をご確認ください。

Q4	設置する業者は市内業者に限りませんか。
A4	設置する業者は市内外問いません。

Q5	複数の設備で補助金の申請をする際は様式等を別々に提出しなければいけないのですか。
A5	複数の設備を併せて1つの申請で構いません。ただし、事業計画書や事業実績書で設置設備の型式等を記入する際は、それぞれ分けてご記入ください。

Q6	申請書類を提出する際は代理の者でも大丈夫ですか。
A6	代理の方でも大丈夫です。 ただし、申請書類の不備や記載誤りがあった場合に確認が必要になりますので、内容を把握されている方（業者や申請者の家族）の対応をお願いします。

地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金に係るよくある質問（修正版）

令和6年1月4日付

Q7	補助金を申請者以外の者が受け取る際はどのようにしたらいいですか。
A7	請求書と併せて委任状の提出が必要になります。

Q8	家庭用蓄電池は、ポータブル蓄電池も対象になりますか。
A8	ポータブル蓄電池は対象外です。定置型の蓄電池のみが対象になります。

Q9	太陽光発電システムは車庫や倉庫に設置する場合も対象になりますか。
A9	自己所有物で10kW未満の場合は対象になります。なお、他の所有物の場合は承諾書の提出が必要です。

Q10	太陽光のパワーコンディショナーのみの買い替えは対象になりますか。
A10	なりません。

Q11	リースは対象になりますか。
A11	なりません。

Q12	同じ対象設備について、国の補助と市の補助の両方を申請することはできますか。
A12	物価高騰の影響に対する生活支援を目的とする国の補助等を受けた場合は対象外となりますが、省エネルギー推進等を目的とする国の補助等の場合は同一目的ではないため対象となり、申請可能です。

Q13	以前、市の補助をもらわずに太陽光パネルを設置したのですが、新たに増設する場合は対象になりますか。
A13	10kW未満のシステムは対象になります。

Q14	申請する際に計画していた設置場所を変更したい場合はどのようにしたらいいですか。
A14	変更した設置場所の写真を対象設備の設置前と設置後に撮り、実績報告としてその他書類と併せて提出してください。なお、変更理由書も同時に提出していただきます。

地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金に係るよくある質問（修正版）

令和6年1月4日付

Q15	領収書が提出できない場合(ローン等)はどのようにしたらいいですか。
A15	申請者の負担額や支払いが分かるものを提出してください。 例：振込明細書、ローン契約書、通帳の履歴、銀行からの融資額の通知書など

Q16	新築で太陽光パネルを設置したので、領収書が対象設備以外の分も含めた額になっていますが大丈夫ですか。
A16	見積書または内訳書を併せて提出してください。

Q17	事業所で使用する高効率給湯器も対象になりますか。
A17	事業所でのみの使用の場合は対象外です。 事業所兼居宅の場合は対象になります。